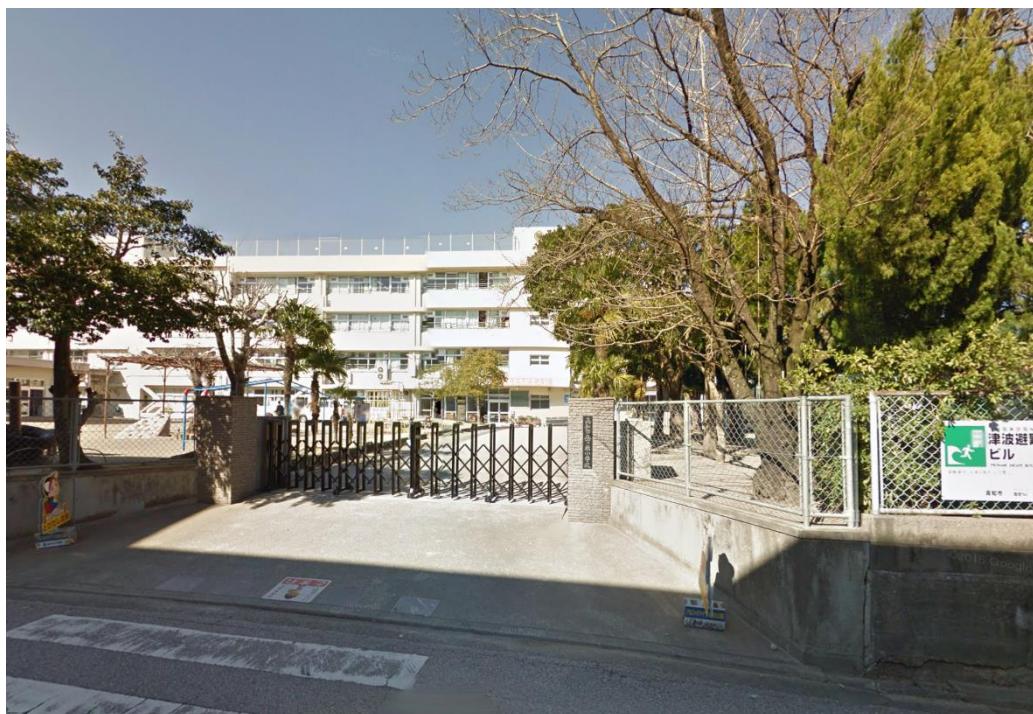


# 一ツ橋小学校

## 避難所運営マニュアル

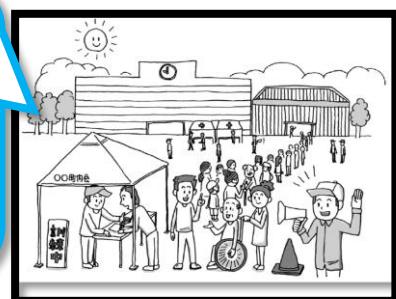
津波浸水のおそれがあるため、まずは津波避難をしましょう。



★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



一ツ橋校区防災連合会  
高知市  
平成29年9月作成  
令和3年12月改訂  
令和7年3月一部修正

# 【指示書】避難されてきた皆さんへ

津波のおそれがある場合は、北舎4階および屋上へ避難します。  
津波のおそれがない場合は、運動場で待機します。

- 待機場所の安全確認ができた上で、移動していただき、待機のお願いをしてください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です（すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう）。
- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。  
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと

## これから避難所の開設を始めます。

1 マニュアルを取り出します。

北舎屋上横踊り場 から  
マニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）を  
決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。  
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出して下さい。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます）。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないよう常に情報、状況の共有を図ってください。

# 目 次

## 避難所運営の流れ

### 1. 避難所を開設するための準備

#### 1. 避難所を開設するための準備 リーダーカード

- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

### 2. 避難者の受入れ

#### 2. 避難者の受入れ リーダーカード

- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

### 3. 避難所の運営

#### 3. 避難所の運営

- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

### 4. 基本情報

#### 4. 基本情報

# 避難所運営の流れ ①

避難所へ集まった人

北舎屋上横跳り場からマニュアルを入手します。

リーダーを決めます。

避難者に  
浸水あり：北舎4階および屋上  
浸水なし：運動場  
で待機をお願いします。

リーダーがチーム長を決め、避難所を開設するための準備のカードを各チーム長に渡し、作業を指示します。

## 1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。



使用不可能

ほかの避難所へ

使用可能



1.

避難所を開設するための準備

## 1-2 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。



避難者カードなどを準備する。

## 1-3 避難所の区割り

区割りチーム



→避難所の区割りを行います。

## 配置計画図（例）



## 簡易トイレ設置イメージ



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受入れに移行します。

→次のページ参照

# 避難所運営の流れ ②

## 2. 避難者の受入れ

リーダーがチーム長を決め、受け入れ段階のカードを渡し、作業を指示します。

リーダー



## 避難者の受入れ

《役割について》



《内容》

2-1 避難者の受付

・・・・・ 避難者の受付を行います。

避難者名簿

避難者カードの配布や避難者名簿の作成など

2-2 居住スペースへの誘導

・・・・・ 避難者を居住スペースまで誘導します。

2-3 トイレの巡回確認

・・・・・ トイレが適切に使用されているか、巡回確認します。

2-4 傷病者の把握・応急対策

・・・ 救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。

2-5 要配慮者の把握・生活支援

・・・ 要配慮者を把握して、スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。

2-6 ペットの受入れ

・・・・・ ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。

2-7 食料・物資の配給

・・・・・ 食料や物資などの配給を行います。

2-8 被災者への情報伝達

・・・・ 避難者に対して、情報伝達を行います。

2-9 災害対策本部との連絡

・・・ 災害対策本部と連絡を取ります。

受付チームが作成した避難者名簿に基づき、避難所の状況連絡表を作成します。

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

## 3. 避難所の運営

3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容（班ごとの役割やスケジュール）

3-3 避難所のルール

## 撤収

閉鎖に向けた動き

# 要配慮者の受け入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ



要配慮者  
ご本人  
また その家族

要配慮者用の受付に並ぶ。

- ・避難者名簿に記入する。
- ・避難者カードを受け取り、記入を行う。

誘導チームの聞き取り調査に答える。



避難所運営  
スタッフ

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 受付チーム)



市職員など

判断基準（例）

- 病院  
治療が必要な方  
…発熱・下痢・嘔吐
- 福祉避難所  
日常生活に全介助が必要な方  
…食事や排せつ、移動が一人でできないなど

※ 参考  
「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」26ページ（内閣府・H28）

家族と避難所運営スタッフと協力し、生活支援を行う。



## 福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合



スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。

災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。

(2-9 総務チーム)



スクリーニングとは

被災者をその状況に応じて、適切な避難所（もしくは医療機関）への移送を判断することです。



市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。

移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。



※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。